

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領

第1 目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第7項及び法第6条第1項の規定による希少野生動植物種保存基本方針に基づき、環境大臣が、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定に係る政令の制定又は改廃に関する立案及びその他関連する事項について、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 学識経験者の選定

環境大臣が、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に係る環境大臣による学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

1. 環境大臣は、環境省自然環境局長に、委嘱した学識経験者からの意見を聴取させる。
2. 環境省自然環境局長は、原則として、環境大臣から委嘱された学識経験者によって構成される「希少野生動植物種専門家科学委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、意見の聴取を行う。ただし、緊急に国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定が求められる場合など、委員会形式による意見聴取が難しい場合には、委員会によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
3. 意見の聴取に際しては、関係する専門家から得た情報や知見を活用するとともに、必要に応じ、当該野生動植物の種の保全等に取り組む関係者又は利用者等の関係者から得た情報や知見を検討するものとする。
4. 環境省自然環境局長は、委員会（2のただし書きに該当する場合は当該意見聴取の形式）において集約された意見をもって、法第4条第7項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

第4 委員会の運営

1. 座長

- （1）委員会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2. 委員会の公開

委員会の議事は、原則公開とする。

3. 事務局

委員会の事務局は、環境省自然環境局が務める。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。